



学校だより

～ ひびきあう心 かがやく笑顔 ふれあいの丘 斎藤分 ～

令和4年 10月 31日 11月号

横浜市立斎藤分小学校 校長 黒木 健

「教育委員会」とは何か？

校長 黒木 健

秋の深まりを感じる気候となってまいりましたが、本校保護者の皆様、地域の皆様におかれましては、益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。さて、今月の学校だよりは、「教育委員会」とは何か？と題して、限られた紙面の中ではありますが、話をさせていただきます。

この学校だよりをお読みいただいている方のほとんどは、「教育委員会」という名称を耳にされたことがあるのではないかと思います。でも一方で、具体的にどのような組織なのかということについてまではよく知らないという方も多いのではないのでしょうか。また皆さんが漠然と「教育委員会」に対して抱くイメージは、「学校を監督指導する学校の上位機関」というようなものではないかと思います。確かにそうした側面もありますが、もう少し詳しく説明をするなら、「教育委員会」とは、各都道府縣市町村の教育行政のトップである教育長と教育委員（横浜市の場合は5名）とで構成される行政委員会のことを指し、企業で言うところの取締役会に相当する最高意思決定機関に該当する組織と言えるのではないかと思います。よって、よく一般に思われているような「学校を監督指導する学校の上位機関」としての組織は、この「教育委員会」そのもののことを指すというよりは、これも含め「教育委員会」の権限に属する事務を処理補佐する「教育委員会事務局」のことを指すと考えると分かりやすく、教育長を筆頭に、各都道府縣市町村の行政職員と、教員出身の管理職（校長や副校長等の経験者）、及び指導主事（教員等の経験者）と呼ばれる職員などで構成されています。もちろん単純比較はできませんが、もし企業のそれに例えるのならば、教育委員会（及び教育委員会事務局）は本社、市内に4か所ある東西南北の学校教育事務所は事業部（横浜市の場合）、そしてその傘下にある各学校は支店と捉えると分かりやすいかもしれません。そう考えれば、校長は支店長のようなポジションと言えなくもありません。

では、何故こうした組織が作られることになったのか、その理由を知るためには、「教育委員会」が生まれることになったその背景について知らなければなりません。太平洋戦争後、GHQは米国教育使節団を招き、軍国主義などの国威発揚につながった過去の日本の教育制度を見直し、教育の政治的中立性を確保するため、政治的に独立性の保障された学校教育を司る機関を設けるべきとの報告書をまとめます。それを受け、各都道府縣市町村の首長が直接介入できない、またそこから独立した権限を持たせた教育委員会制度が作られることになりました。その原則は、従前の「教育委員会法」を大幅に改正し、昭和31年に制定された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（よく『地教行法』と約されます）」の中で明文化されています。

ここまで教育委員会制度について、その全体像を見てきましたが、最も大切にすべきは組織論の理解ではなく、組織論も踏まえた上での各校における教育活動の実践です。私たち学校現場は、文部科学省、教育委員会からの教育施策や指針をただそのまま導入するのではなく、自校の児童や学校地域の実態等を十分に踏まえ、それに合致するようカスタマイズしながら適用していくことをこれまでも心がけてきました。未来に向かって、本校らしさ、そして小規模校の良さを生かしていくためにも、引き続き、児童の想いを第一に考えた学校づくりを目指していきたいと思っています。